

太田市農業機械購入助成事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、農業担い手の育成、農業経営の安定化及び農業の振興を図ることを目的に、市内に住所又は主たる事業所を有する認定農業者及び認定新規就農者（以下「認定農業者等」という。）の農業用機械又は施設等購入（以下「農業用機械等購入」という。）に要する経費の一部に対し予算の範囲内で太田市農業機械購入助成事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて太田市補助金等に関する規則（平成17年太田市規則第76号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、前条に掲げる認定農業者等であって、市税等に滞納がないものとする。

(補助金の対象経費)

第3条 補助金の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、農業用機械等購入に要するものとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、対象経費の総額の5分の1以内の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、200万円を上限とする。

(書類の整備等)

第5条 補助金の交付を受けた認定農業者等は、補助事業に係る収入及び支出についての証拠書類を整備し、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しておかなければならない。

(その他)

第6条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効の際現に補助金の交付の決定を受けた認定農業者等については、第4条の規定は、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成24年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。